



事務連絡
令和元年8月19日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）

企業主導型保育施設の利用状況の報告について（通知）

本年5月、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布（本年10月1日（一部公布日）から施行。）され、同規則第28条の14の規定により、本年10月以降、企業主導型保育事業を実施する施設（以下「企業主導型保育施設」という。）の利用児童の保護者（以下「利用者」という。）は、居住する市町村に企業主導型保育施設の利用状況の報告を行うこととなりました。

今般、企業主導型保育施設の利用状況の報告に関する留意事項等を、下記のとおり定めましたので、助成決定施設等へ周知をお願いいたします。

記

1. 利用状況の報告に関する基本的な考え方

本年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、居住する市町村から施設等利用給付認定を受けた者が認可外保育施設等を利用した場合、当該市町村から施設等利用費の支給を受けることができることとされた。一方、企業主導型保育施設の利用者については、子ども・子育て拠出金により標準的な利用料が無償化されることとなったことから、当該利用者は、施設等利用給付認定を受けることができないこととされている。このため、本年10月以降、市町村において企業主導型保育施設を利用する児童を把握する必要があることから、企業主導型保育施設の利用状況の報告を行うこととされたもの。

2. 居住する市町村への利用状況の報告

本年10月以降、企業主導型保育施設の利用者は、企業主導型保育施設の利用を開始（入所）したときは、利用開始（入所）日の属する月内に、当該利用

者の居住する市町村へ「利用報告書」（国が示す様式（別添1「企業主導型参考様式その1」）を参考に定める報告書をいう。以下同じ。）を、利用を終了（退所）したときは、利用終了（退所）日から1ヶ月以内に、当該市町村へ「利用終了報告書」（国が示す様式（別添1「企業主導型参考様式その2」）を参考に定める報告書をいう。以下同じ。）を提出する。ただし、小学校入学に伴い利用を終了（退所）する場合は「利用終了報告書」の提出は不要である。

なお、当該利用者が企業主導型保育施設を利用中に転居し、居住する市町村が変わった場合には、その都度、転居日の属する月内に、転居先の市町村へ「利用報告書」を提出する。

また、利用者が居住する市町村への「利用報告書」及び「利用終了報告書」の提出は、原則として、利用者から報告書を預かり、企業主導型保育施設から当該市町村へ提出すること。

3. 本年10月より前に企業主導型保育施設において必要な報告

本年10月より前に開所している企業主導型保育施設において、本年8月から9月上旬を目処に、別添1「企業主導型参考様式その3」により、利用者の居住する市町村へ、本年10月1日時点の利用児童（予定）の氏名、住所、生年月日等を報告する。なお、当該市町村への報告後、本年10月1日までの間に、以下の状況の変化があった場合には、その都度、必要な報告を行う。

- ① 新たに児童が企業主導型保育施設の利用を開始（入所）した場合
利用者の居住する市町村へ、氏名、住所、生年月日等を報告する。
- ② 利用児童が企業主導型保育施設の利用を終了（退所）した場合
利用者の居住する市町村へ利用を終了（退所）した旨報告する。
- ③ 利用者の居住する市町村が変わった場合
利用者の転居先の市町村へ、氏名、住所、生年月日等を報告する。

4. 各年4月に企業主導型保育施設において必要な報告

令和2年度以降、企業主導型保育施設において、各年4月に、別添1「企業主導型参考様式その4」により、利用者の居住する市町村へ、各年4月1日時点の利用児童の氏名、住所、生年月日等を報告する。

5. その他

ア 企業主導型保育施設の利用状況の報告に関する具体的な実務フローについては、別添2のとおりであるため、参照とされたい。

イ 企業主導型保育施設は、「利用報告書」及び「利用終了報告書」を事業所に備えておくとともに、①新たに児童が企業主導型保育施設の利用を開始

(入所)した場合、②利用児童が企業主導型保育施設の利用を終了(退所)した場合、③利用者の居住する市町村が変わった場合において、利用者に対し報告書の配布及び提出を依頼する。

ウ 「利用報告書」及び「利用終了報告書」の提出は、利用児童の年齢、無償化の対象となる児童か否かに関わらず、全ての利用児童について行う。ただし、「一時預かり事業」「病児保育事業」のみを利用している児童については、提出は不要である。